

京都工芸美術作家協会会則

- 第1条 本会は工芸美術の振興と文化の向上を図り、あわせて産業の発展にも寄与することを目的とする。
- 第2条 本会は京都工芸美術作家協会と称する。
- 第3条 本会は京都府内に創作活動の拠点を置く工芸作家をもって組織する。
- 第4条 本会の事務局は京都府文化芸術課に置く。
- 第5条 本会は第1条に定める目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 展覧会の開催
 - (2) 研究会、見学会の開催
 - (3) 会員の福利厚生に関すること
 - (4) 各団体との連携その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 前条に定める事業を企画及び実行するため、本会に次の委員会を置く。なお、委員会の任務、構成、任期等は別に定める規程によるものとする。
- (1) 総務委員会
 - (2) 国際化・特別展委員会
 - (3) 協会展委員会
 - (4) アーカイブ委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 財務委員会
 - (7) 周年展事業実行委員会
 - (8) 特別委員会
- 第7条 本会に次の部を置く。
- (1) 染織部
 - (2) 陶芸部
 - (3) 漆芸部
 - (4) 金工部
 - (5) 諸工芸部
- 第8条 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 理事は各部毎に選出し、総会の承認を受ける。
 - 3 理事長、副理事長は理事の互選で定める。
 - 4 監事は総会において選出する。
- 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 第11条 本会の事務処理をするため、事務局長及び書記を置く。
- 事務局長及び書記は京都府文化芸術課職員から選任し、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 第12条 本会の会議は総会及び理事会とする。
- 2 通常総会は、毎年1回、新年度開始月である7月に理事長が招集する。

3 理事会は理事長が必要と認めたとき、これを理事長が招集する。

第12条の2 総会は、次の事項を議決（承認）する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算報告
- (2) 新年度の事業計画及び予算計画
- (3) 理事及び監事の選任
- (4) 会則の改定
- (5) その他理事会が必要と認めた重要事項

第12条の3 総会は、全会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

- 2 総会の議決は、出席会員（委任状を含む）の過半数をもって決する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法（電子メール、ウェブサイト等）により議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前2項の規定の適用については出席したものとみなす。

第12条の4 理事会は、次の事項を執行又は策定する。

- (1) 総会に付議する事業報告、決算報告、事業計画及び予算計画の策定
- (2) 総会の議決した事項の執行
- (3) 会員の入会及び除名の承認
- (4) 事務局長及び書記の選任
- (5) その他、会則に定める事項及び本会の運営に関する事項
- 2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立し、その議決は出席理事の過半数をもって決する。可決同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法（電子メール、ウェブサイト等）により議決権を行使し、又は他の理事を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会が構成員（理事）全員の同意（書面又は電磁的方法によるものを含む）を得たときは、理事会の決議があったものとみなすことができる。

第13条 本会の経費は会費、臨時会費及び寄付金並びにその他の収入をもって充てる。

- 2 会費は年額10,000円とする。

第14条 本会の会計年度は毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第15条 本会に加入する工芸作家は理事、顧問又は参与の推薦を得て所定の加入申請書を理事長あて提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 また、本会から退会する工芸作家は、理事長あてに退会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第16条 会員が次の各号の一に当たるときは理事会の議決により除名するものとする。

- (1) 本会の事業を妨げる行為のあった場合
- (2) 会費を3年以上滞納した場合

第17条 本会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て執行する。

附 則 この改正会則は昭和39年7月1日から適用する。

附 則 この改正会則は昭和57年7月1日から適用する。

附 則 この会則は平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 9 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 10 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 24 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は平成 30 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は令和元年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は令和 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 この会則は令和 8 年 7 月 1 日から適用する。